

# 福井県水素・アンモニアサプライチェーン構想推進業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

福井県水素・アンモニアサプライチェーン構想推進業務

## 2. 委託期間

契約日から令和9年3月26日（金）まで

## 3. 業務目的

本県では、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、2030年度の温室効果ガス排出量を49%削減する目標を掲げている。この目標の達成にあたり、本県では令和6年度に、水素・アンモニアの利用拡大に関する取組みを示した「福井県水素・アンモニアサプライチェーン構想」を策定した。

この構想の実現には、県内企業等による水素・アンモニアの導入および利用拡大を推進していく必要があるが、現状では、導入に必要な情報が十分に浸透しておらず、具体的な検討段階に至っていない状況にある。

本業務では、水素・アンモニアを利用する際に必要な情報の提供および導入事例の紹介等の普及啓発を行うセミナーを開催し、事業者の理解促進および導入に向けた意識醸成を図ることで、県内における水素・アンモニアの導入検討を促進することを目的とする。

## 4. 業務内容

### (1) セミナーの企画

- ・セミナーは、以下に示すテーマに基づき企画し、県内企業等を対象として、嶺北・嶺南で各1回ずつ（計4回）開催するものとする。開催時期については、テーマ1は10月前後、テーマ2は2月前後を目安とし、詳細は県と協議のうえ決定すること。
- ・講師選定、調整（謝金・旅費の支払いを含む）は受託者が行い、県と協議のうえ決定すること。

### 【テーマ1】水素・アンモニアに関する情報提供（嶺北1回、嶺南1回）

水素・アンモニアを利用する際に必要となる最新情報を提供し、その利用意義の理解を促すとともに、導入の可能性について主体的に検討できる内容とする。

#### 【参考】セミナーの内容例

- ・水素・アンモニアの基礎知識（特性、他エネルギーとの比較等）
- ・導入に必要な設備の概要

- ・コスト（設備導入費、維持管理費、燃料費等）
- ・技術開発動向
- ・法規制
- ・導入により期待される効果（環境面での効果等）
- ・その他、県内企業の理解促進に資する情報

## 【テーマ2】国内先進地域・企業で進められている水素・アンモニアの導入事例紹介 (嶺北1回、嶺南1回)

国内で水素・アンモニアの利活用が進む自治体・企業等の最新の取り組み事例のうち、既存設備からの転換や導入の実現性が高い事例を中心に紹介するとともに、導入に際して参考となる情報を提供するものとする。

なお、受託者は必要な情報収集を行い、事例集として取りまとめること（業務内容（2））。

### 【参考】セミナーの内容例

- ・先進自治体の取組み状況
- ・民間企業等による実証事例や導入事例
- ・県内導入に際して参考となるポイントの整理（課題や対応例等）

## (2) 事例集の作成

- ・国内の最新動向、先進事例に関する情報収集を行うこと。
- ・事例集として取りまとめる際には、以下に示す観点を基本に整理しつつ、この他必要と認める情報を適宜加えて整理すること。なお、事例の整理にあたり、事業者の都合により詳細情報の公表が困難な場合がある。その場合は、公開可能な範囲で概要を取りまとめること。この場合、当該情報の未記載部分は成果物としての不備とはしない。
  - ①事例の基本情報（主体名、取組み期間、事業の目的など）
  - ②水素・アンモニアの用途・利用形態（利用分野、利用規模、導入設備など）
  - ③サプライチェーン（調達方法、連携先企業など）
  - ④技術仕様、設備構成、法規制への対応
  - ⑤導入プロセス（検討、実証を含む導入に至るまでの過程）
  - ⑥導入効果（CO<sub>2</sub>削減、コスト、運用面への影響等）
  - ⑦導入における課題・対応策
  - ⑧事業スキーム、費用、活用した補助制度

### (3) 広報・参加者募集

- ・各種広報媒体を活用し、県内企業や団体等が広く参加できるような募集を行うこと。
- ・広報に係るチラシ等は県と協議のうえ作成すること。

### (4) 運営・会場設営等

- ・セミナー会場の確保、会場設営は受託者が行うこと。
- ・オンライン併用による開催を企画する場合には、受託者が配信設備の設置、配信業務を行うこと。
- ・セミナー当日の受付業務、司会進行、講演資料の印刷・配布、当日の運営に係る業務を行うこと。
- ・セミナー終了後には、参加者に水素・アンモニアの導入に関するアンケートを実施すること。

## 5. 成果物の提出

受託者は、本業務で作成した全ての資料や活動記録を整理した実績報告書（任意様式）を作成し、委託期間内に印刷物1部（A4版）及び電磁的記録媒体（CD-R等）を提出すること。

## 6. 留意事項

- ・本業務実施にあたっては、必要に応じて委託者と協議・打合せを行い、指示に従って業務を進めること。
- ・受託者は、この契約に基づく業務を処理するために、提供された資料等あるいは引き渡す資料等の漏洩および紛失が無いよう、その管理を徹底するとともに、本県の承諾なく複写および複製してはならない。また、委託業務終了後は速やかに本県に返還するものとし、電子情報にあたっては、当該電子情報を復元できないよう適正に処分しなければならない。
- ・本業務の履行に必要な一切の経費は、本契約の業務委託料に含めるものとする。